

愛知県地域公共交通計画 別紙（令和 8 年度）（案）

令和 7 年 月 日
愛知県公共交通協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

地域公共交通を取り巻く環境は、モータリゼーションの進展や少子化・過疎化の進行等による利用者の減少により、厳しい状況が続いており、不採算路線の縮小・廃止が生活交通ネットワークの縮小につながり、更なる利用者減を招くという悪循環に陥っている。

愛知県における乗合バス路線についても、乗合バス事業の規制緩和が実施された平成 14 年 2 月 1 日以降、当協議会で協議された路線だけでも、事業者からの廃止申し出がなされたものが 236 系統、結果として廃止されたものは 102 系統という状況である。

このような中で、地域住民の通院、通学、通勤、買物等日常生活を営む上で必要となる移動手段としての地域公共交通を、いかに確保・維持するかが、喫緊の課題となっている。

このため、地域の実情を鑑み、愛知県における広域的・幹線的な生活交通バス路線である次の 36 系統を、国の「地域公共交通確保維持事業」における地域間幹線系統として位置付け、同制度を活用しながら、地域住民の日常生活に必要となる広域的な移動手段を確保・維持することとする。

また、確保・維持される地域間幹線系統が、そこに接続する地域内のフィーダー系統と有機的に連携することによって、生活交通ネットワークを形成することを目指す。

なお、系統ごとの目的・必要性は別紙 1 のとおりである。

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

生活交通路線を維持するためには、利用者数を確保することが重要である。

系統ごとの向こう 3 か年の年間利用者数の目標、その対策、実施主体及び効果は次のとおりである。

（１）事業の目標、対策及び実施主体

別紙 2 のとおり

（２）事業の効果

別紙 3 のとおり

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

表 1 のとおり

※運行予定者とした理由の主なものは次のとおり。

- ・ 市町村が主体となって乗合バス事業者に運行を委託している系統は、プロポーザル方式や公募型総合評価落札方式等の手続を経て事業者が選定されている。
- ・ 乗合バス事業者が自社の営業路線として運行している系統は、他路線との乗継ダイヤに工夫を凝らしたり、運行管理体制が十分に整備されている等の観点から、利用者からの評価も高い。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

表 2 のとおり

5. 別表 1・2 の補助事業の基準ニただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要

表 3 のとおり

6. 別表 1・2 の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

表 4 のとおり

7. 地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

別紙 4 のとおり

8. 外客来訪促進計画との整合性

該当無し

9. 車両の取得に係る目的・必要性

申請番号	系統名	目的・必要性
12, 15, 17, 18	伊良湖本線 伊良湖支線	左記の系統を担当する豊鉄バス(株)渥美営業所には、車齢 15 年以上の車両が在籍し、安定かつ快適な輸送を確保する必要性が高まっている。新型車両の導入により、燃費の改善や車両故障の減少、乗り心地の改善等が期待でき、安定かつ快適な輸送サービスの提供が可能となる。
13, 14, 16, 19, 20, 21	作手 田口新城 新豊 豊川	左記の系統を担当する豊鉄バス(株)新城営業所には、車齢 15 年以上の車両が在籍し、安定かつ快適な輸送を確保する必要性が高まっている。新型車両の導入により、燃費の改善や車両故障の減少、乗り心地の改善等が期待でき、安定かつ快適な輸送サービスの提供が可能となる。

10. 車両の取得（新規購入）に係る定量的な目標・効果

申請番号	系統名	目標（車両入替数）			効果
		8 年度	9 年度	10 年度	
12, 15, 17, 18	伊良湖本線 伊良湖支線	2	2	3	安定かつ快適な輸送サービスの提供が可能となることに加え、低床車両の導入により、体の不自由な方や高齢者、車椅子利用者の利便性向上が図られる。
13, 14, 16, 19, 20, 21	作手 田口新城 新豊 豊川	5	5	4	安定かつ快適な輸送サービスの提供が可能となることに加え、低床車両の導入により、体の不自由な方や高齢者、車椅子利用者の利便性向上が図られる。

11. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行なう事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額

表 6、表 7 及び表 8 のとおり

12. 協議会の開催状況と主な議論

(1) 令和 6 年度第 1 回愛知県公共交通協議会バス対策部会（令和 6 年 6 月 4 日）

・「令和 6 年度愛知県地域公共交通計画 別紙（令和 7 年度）」を策定した。

※文言等の修正については事務局に一任

(2) 令和6年度第1回愛知県公共交通協議会(令和6年6月4日)

- ・「愛知県地域公共交通計画」を策定した。

※文言等の修正については事務局に一任

(3) 令和6年度第2回愛知県公共交通協議会バス対策部会

(書面開催: 令和6年8月20日~30日)

- ・「新城市・北設楽郡地域公共交通利便増進実施計画」の認定による豊鉄バスの田口新城線再編に伴う「愛知県地域公共交通計画別紙(令和7年度)」の変更に関して協議した。

(4) 令和6年度第3回愛知県公共交通協議会(令和7年1月15日)

- ・令和6年度地域間幹線系統確保維持計画に係る事業評価案について協議した。
- ・豊鉄バスの伊良湖支線(福祉C堀切)延伸による実車走行キロ及び平均賃率の変更に伴う「愛知県地域公共交通計画別紙(令和7年度)」の変更に関して協議した。

(5) 令和7年度第1回愛知県公共交通協議会バス対策部会(令和7年6月6日)

- ・「愛知県地域公共交通計画別紙(令和8年度)」を策定した。

※文言等の修正については事務局に一任

13. 利用者等の意見の反映

愛知県商工会議所連合会(名古屋商工会議所 木本氏)、愛知消費者協会(吉田氏)の2者は、利用者代表として愛知県公共交通協議会の委員に就任している。

14. 協議会の構成員

愛知県公共交通協議会の構成

- ① 関係地方運輸局・地方公共団体
 - ・ 中部運輸局交通政策部
 - ・ 中部運輸局愛知運輸支局
 - ・ 愛知県都市・交通局
 - ・ 県内市町村
- ② 公共交通事業者
 - ・ 県内で旅客鉄道路線を運行する事業者
 - ・ 愛知県バス協会及び県内で地域間幹線系統の運営主体となる事業者
 - ・ 愛知県タクシー協会及び名古屋タクシー協会
 - ・ 東海北陸旅客船協会
- ③ 道路管理者
 - ・ 中部地方整備局名古屋国道事務所
 - ・ 愛知県建設局道路維持課
- ④ 港湾管理者
 - ・ 愛知県都市・交通局港湾課
- ⑤ 公安委員会
 - ・ 愛知県警察本部
- ⑥ 利用者
 - ・ 愛知県商工会議所連合会
 - ・ 愛知消費者協会
- ⑦ 学識経験者
- ⑧ その他
 - ・ 愛知県総務局総務部市町村課地域振興室
 - ・ 愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号

(所 属) 愛知県公共交通協議会（愛知県交通対策課内）

(氏 名) 津崎 英史

(電 話) 0 5 2 - 9 5 4 - 6 1 2 4

(E-mail) kotsu@pref.aichi.lg.jp